# 教職員の服務について

## ⑤　身分上の義務　その２
## 「秘密を守る義務」

北海道教育庁教職員局教職員課

# 地方公務員（及び教育公務員）の服務

**服務の根本基準**　憲法15条、地公法30条

**服務の根本原理**　憲法99条、地公法31条

義務違反を問われた場合

**懲戒処分**

地公法29条1項

## 身分上の義務

- **信用失墜行為の禁止**　地公法33条
- **秘密を守る義務**　地公法34条
- **政治的行為の制限**　地公法36条、教特法18条
- **争議行為の禁止**　地公法37条
- **営利企業等の従事制限**　地公法38条、教特法17条

## 職務上の義務

- **法令及び上司の職務上の命令に従う義務**　地公法32条
- **職務に専念する義務**　地公法35条

# 秘密を守る義務（守秘義務）

**○地方公務員法（昭和25年法律第261号）（抄）**

（秘密を守る義務）

第３４条　職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

２　法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、任命権者（退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者）の許可を受けなければならない。

３　前項の許可は、法律に特別の定めがある場合を除く外、拒むことができない。

○　**現代の行政は、**住民登録、年金、医療保険、教育、税務に代表されるように、**膨大な個人の情報や企業活動に関する情報の収集と蓄積がなければ、その目的を達成できない**ようになっている。（中略）**これらの情報がみだりに外部に漏洩されるときは、当該地方公共団体の利益を害することがある**ほか、（中略）**行政に対する情報の提供に非協力となり、**（中略）**以後の行政の執行に重大な支障をきたし、行政目的の達成に困難の生ずることが容易に推測**される。

○　**本条が守ろうとするものは行政に対する信頼であり（最高裁平17･10･14）**、その効果として、結果的に個人のプライバシーや企業秘密を守ることになることがあるとしても、**本条の直接の保護法益が後者にあるわけではないことを意味する。**

（出典：逐条地方公務員法）

## 秘密とは何か

○　**秘密とは、一般に了知されていない事実であって、それを了知せしめることが一定の利益の侵害になると客観的に考えられるもの**である（行実昭30･2･18）。

○　**いかなる事実が秘密に該当するかということは、個々の事実について、**一定の利益、すなわち、**保護されるべき利益の社会的価値を判断して決めるほかはない**、とされている。（中略）秘密というのは、「非公知の事項であって、**実質的にもそれを秘密として保護するに価するもの**をいう」と解されている（最高裁昭52･12・19決定）

## 【学校における秘密の例】

| 公的な秘密 | 個人的な秘密 | 法定帳簿ほか |
|---|---|---|
| ○実施前の入学試験の問題<br>○発表前の入学試験の合否<br>○発表前の卒業・進級の判定 | ○入学当初に行われる家庭環境調査<br>○家庭訪問から得られる家庭状況等 | ○職員の履歴書、出勤簿<br>○指導要録、出席簿<br>○健康診断に関する表簿<br>○入学者の選抜・成績考査に関する表簿 |

教職研修総合特集№58「教員服務読本」より抜粋

# 守秘義務違反には罰則がある

**○地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（抄）**

（罰則）

第六十条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　略

二　**第三十四条第一項又は第二項の規定**（第九条の二第十二項において準用する場合を含む。）**に違反して秘密を漏らした者**

三～八　略

○　**非違行為を行った場合、３つの責任が問われる。**

- 刑事上の責任（懲役、罰金など）
- 行政上の責任（懲戒処分）
- 民事上の責任（不法行為に対する損害賠償）

○　**守秘義務違反は、最悪の場合、すべての責任が問われる可能性がある。**

- 刑事事件としての懲役や罰金　※禁固以上の場合は失職（身分喪失）
- 任命権者による懲戒処分（免職、停職、減給又は戒告）
- 民事事件としての損害賠償請求訴訟

# 守秘義務違反の例

## 徴税虎の巻事件

○　1958年（昭和33年）、某地方国税局の大蔵事務官が、同国税局作成の通称「トラの巻」と呼ばれる秘密文書を商工団体連合会の職員に貸与した事案。
○　大蔵事務官は、職務上知りえた秘密を漏洩したとして国家公務員法100条違反（守秘義務違反）で起訴された。

## 外務省機密漏洩事件

○　1972年（昭和47年）、某新聞社の記者が、外務省の女性事務官の人格を蹂躙した上で、沖縄返還協定に関する外務省の機密文書を入手し、その情報を国会議員に流したため、国会において重要な国家機密が暴露された事案。
○　外務省事務官は、国家公務員法100条違反（守秘義務違反）で、新聞記者は同法111条の秘密漏示そそのかしの罪で、それぞれ起訴された。

## よくある事例

○　教員が長期にわたって療養することについて、保護者説明会を行った際、当該教員の承諾なく、その病名を明らかにした事案（訓告・文書注意）

# 【説明のまとめ】

○　秘密を守る義務は、罰則があるほどの重大な義務であり、在職中のみならず、退職した後もその義務が課せられるものである。

○　教員は、生徒の成績や家庭環境など、秘密に触れることが多いことを自覚する必要がある。

○　故意はもとより、不注意で漏洩につながる場合があり得ることから、情報が秘密に当たりうるものかどうか、個人情報に当たるものかどうか、などについて、その都度確認する必要がある。